

徳島大学自己点検・評価に関する実施要項

令和元年6月17日
自己点検・評価委員会

1. 目的

この要項は、「徳島大学における内部質保証に関する方針」に基づき、教育研究、組織及び運営並びに施設設備等の状況について、自己点検・評価委員会が実施する自己点検・評価（以下「点検・評価」という。）及びその結果の公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 点検・評価の実施

- (1) 点検・評価は、統括責任者である学長の下、自己点検・評価委員会において実施する。
- (2) 自己点検・評価委員会は、推進責任者である理事・副学長が所掌する委員会等における内部質保証の状況を毎年度確認する。
- (3) 前項のほか、概ね6年に1度、認証評価機関が定める評価基準等を参照し、点検・評価を実施する。

3. 点検・評価結果の公表

点検・評価を実施した場合は、その評価結果を本学ホームページ等により広く周知を図るものとする。

4. 点検・評価等の結果に基づく改善

- (1) 学長は、点検・評価の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、本学の関係する組織又は委員会にその改善策の検討を付託する。
- (2) 改善策の検討を付託された組織又は委員会は、改善案を作成し、学長に提出しなければならない。
- (3) 学長は、前項の報告を踏まえ、改善策を決定し、当該組織又は委員会に改善を指示するものとする。
- (4) 改善指示を受けた組織又は委員会は、改善の進捗状況及び今後の対応を学長に報告するものとする。
- (5) 学長は、前項の報告があった場合は、改善の進捗状況を確認するとともに、進捗状況に応じた対処方法を決定する。